

## 市長のあまねくつぶやき

秋は、暑くもなく寒くもなく過ごしやすく、昼より夜の時間が長くなり、心静かに読書を楽しむにはとても良い季節です。新米や野菜、秋刀魚などおいしいものがたくさん出回る時期でもあります。

スポーツの秋ともいわれる季節であり、各小中学校で運動会が行われています。また、韓国・仁川では第17回アジア大会が10月4日まで開催されています。競技内容は、陸上や競泳、サッカー、バレーボール、柔道など38競技439種目で、アジアのナンバーワンを目指して熱戦が繰り広げられています。ハンドボール競技では行方市出身の小室大地選手・信太弘樹選手が日本代表として選出され、活躍していることでしょう。

市内においても、8月に玉造中学校女子ソフトテニス部が関東大会に進出、麻生中学校女子ハンドボール部は31年ぶりに県大会を制し、関東大会を勝ち抜き、全国大会に出場しました。1・2年生は3年生たちの結果に追いつき、追い越せるよう、一生懸命に練習し、地区新人戦に向け体力を向上させ、技術を磨いています。

数年前まで10月10日は「体育の日」で

した。「体育の日」は国民の祝日に関する法律第2条に、「スポーツにしたいし、健康な心身をつちかう」ことになっていきます。さらに、昭和39年に東京オリンピックの開会式が行われた日でした。6年後にオリンピックそしてパラリンピックが再び東京で開催されますが、行方市出身選手が出場し活躍できることを夢見しているところです。

短期間で各種のスポーツ競技で全世界の舞台に出場し、活躍することは難しいと思います。まずは、スポーツに親しむこと、何歳になってもスポーツを楽しんでもらうことで健康になって、出場する選手たちを応援してもらいたいのです。

10月12日には、行方市民運動会を開催いたします。皆さんふるって参加してください。

行方市長 鈴木周也



市長へのEメール  
投稿用2次元コード



市政に対する意見や  
提案をメールでお寄せ  
ください。

## はい、こちら消費生活センター！

### クーリング・オフについて学ぼう!!

私たちは、毎日食品を買ったり、バスに乗ったりして生活していますが、これらも契約です。「申し込み」に対して、「承諾」があり、お互いの意思表示が合致すれば、契約は成立します。いったん成立した契約はお互いに守らなければなりません。これが契約の原則です。

しかし、事業者が突然訪問してきたり、電話をかけてきたりして、不意打ち的に勧誘され、よく考える時間も無く契約させられた場合まで、「いったん契約したら守らなければならない」というのは、消費者にとって不利な契約になります。このため、トラブルになりやすい取引については、申し込みや契約後に消費者が頭を冷やして考え直し、無条件で契約を解除することができる制度があります。これをクーリング・オフ制度といいます。クーリング・オフ制度は、すべての取引にあてはまるわけではありません。自分から店に向いて契約したり、自分から申し込む通信販売で契約した場合は、クーリング・オフはありませんので、返品特約を確認しましょう。

クーリング・オフ制度の詳細については次のとおりです。

クーリング・オフ制度の取引形態	期間
訪問販売（店舗外での原則すべての商品・サービスの取引）	8日間
電話勧誘販売（業者からの電話による原則すべての商品・サービスの取引）	8日間
特定継続的役務提供（エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス）	8日間
訪問購入（訪問買取など）	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（いわゆる内職・モニター商法）	20日間

クーリング・オフ制度の適用については取引ごとに条件がありますので、詳しくは消費生活センターにご相談ください。もし、必要のない契約をしてしまった場合は、早急に消費生活センターにご相談ください。

— まずはお電話を! —

【問い合わせ】消費生活センター TEL 0291-34-6446